

第5章 生徒支援

第1節 遅刻、無届欠席・欠課の支援に関する規程

第1条 支援方針

- (1) 本校のすべての教育活動を通して、全職員共通理解のもとに行う。
- (2) 遅刻、欠課・欠席の届出支援を強化する。
- (3) HR担任は保護者との連携を密にし、支援にあたる。
- (4) HR担任、年次会及び生徒支援部は、遅刻、無届欠席・欠課の理由等を調査し、支援方法の改善を図る。
- (5) 生徒支援部は、月単位、クラス別出席状況を公表する。

第2条 支援方法

支援は、下記の3段階の方法で行う。

- (1) 第1段階（週単位の支援）主として、HR担任が行う。
HR担任は、遅刻、無届欠席・欠課をした生徒に対して、その支援を行う。但し、通算3回以上あるいは、連続2回以上の生徒については、保護者にその旨連絡し、協力して支援を行う。
- (2) 第2段階（月単位の支援）主として、HR担任、年次会、生徒支援部が行う。
通算10回以上の遅刻、無届欠席・欠課をした生徒に対して、次の事項を行う。
 - ① 当該生徒の保護者に連絡し、家庭での支援を依頼する。
 - ② 年次会、生徒支援部は当該生徒の支援にあたる。
- (3) 第3段階（学期単位の支援）主として、HR担任、生徒支援部、教頭、校長が行う。
第2段階までの支援を受けた生徒の中で、出席状況が改善されない生徒については、保護者、HR担任、生徒支援部、教頭、校長同席で支援をする。

第3条 実施年月日

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

令和5年4月1日 一部改訂

第2節 車両通学指導に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、本校における交通安全指導の徹底を図り、交通事故の防止に万全を期し、自他の生命を尊重して、校内の秩序を確保するために定める。

（通学方法）

第2条 本校生徒の通学方法は、バス（自転車は可）又は徒歩通学とし、車両通学は、原則として認めない。

（車両通学許可条件）

第3条 生徒が、通学距離、定職又はアルバイトの勤務、クラブ（部）活動、その他の事情等により、車両通学を願い出た場合、次の条件で、車両通学を許可することができる。

- (1) 車両の保険加入及び登録がなされ、かつ、保護者が車両通学に同意していること
- (2) 保護者、学校長に安全運転を誓約すること
- (3) 学校が実施する交通安全講習会を受講すること
- (4) 免許証を常時携帯すること
- (5) オートバイの場合は、排気量125cc以下であること、免許証の携帯及びヘルメットの着用をすること

(遵守事項)

第4条 車両通学者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両は登・下校のみ使用すること
- (2) 車両の貸し、借りはしないこと
- (3) 校内では徐行すること
- (4) オートバイの相乗りはしないこと
- (5) 車両通学許可願いは毎年更新すること

(車両通学者の心得)

第5条 車両通学者は次の事項を心得なければならない。

- (1) 暴走行為をしないこと
- (2) 命の大切さを認識し、交通規則を守ること
- (3) 車両通学をやめた者は1週間以内に担任に届け出ること
- (4) 交通事故及び交通違反をした場合、すみやかにHR担任及び生徒支援部に報告すること

(車両通学許可手続き)

第6条 車両通学を願い出る者は、次の書類を作成し、学級担任を通して、学校長の許可を受けなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 保護者の同意書
- (3) 車両通学許可願い

(違反者の指導)

第7条 この規程に違反した場合は、当該生徒及びその保護者同席のもとで指導する。

(補足事項)

第8条 この節に規定するもののほか、必要な事項があれば、そのつど職員会議で定める。

令和5年4月1日 一部改訂

第3節 部活動に関する規程

第1条 生徒から部活動の要望があり、同好会として1年以上活動を継続した場合に部として認定し、活動を許可する。

第2条 生徒支援部の部活係は、部顧問希望調査を行い割り当てを対応し、また、部員の健康安全管理・消灯・下校帰宅指導を、顧問及び協力出来る先生方に割り振りする。

第3条 活動時間は、校時終了時より午後10時20分までとし、午後10時30分には下校帰宅させる。

第4条 未成年者は、保護者の承諾許可を得ること。

第5条 部員が教師の指導に応じない場合や、不祥事を起こした場合は、活動停止をする事もある。

第6条 性行不良な者、健康状態が悪い者、勤怠状況が著しく悪い者は原則として諸大会へ派遣しないものとする。

第7条 考查一週間前・考查期間中は、部活動禁止。但し、大会1か月前においては、部活動延長等の手続きを取り承認を得る。

附 則 平成11年4月12日 制定
平成14年11月20日 一部追加
令和2年4月1日 一部改訂

第4節 生徒の懲戒に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第44条第4項の規定に基づき、生徒の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則 平成17年11月18日 一部改訂

(目 的)

第2条 教育上必要があると認めたときは、懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(懲戒の決定)

第3条 懲戒は、生徒支援委員会で審議し、職員会議を経て、校長が決定する。

(生徒支援委員会)

第4条 生徒支援委員会は、教頭、生徒支援部2名、該当するホームルーム担任、年次代表3名、教務部で構成する。ただし、必要に応じて関係職員を含めることができる。委員長は教頭とし、副委員長は生徒支援部から選出する。

附 則 平成17年11月18日 一部改訂
令和2年4月1日 一部改訂

(招 集)

第5条 生徒支援委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

1 訓 告

- (1) 訓告に至った事由の説明
- (2) 訓告の申し渡し
- (3) 誓約書提出及び個人指導を行う。

2 停 学

- (1) 停学に至った事由の説明
- (2) 停学の申し渡し
- (3) 誓約書提出及び反省日誌等の個人指導を行う。

3 退 学

- (1) 退学に至った事由の説明
- (2) 退学の申し渡し

(記 録)

第7条 生徒に懲戒を与えた時は、生徒懲戒記録簿にその事実を記載する。

附 則 この規程は、平成10年6月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

第 5 節 懲戒基準

(目 的)

第 1 条 校内外におけるルールやマナー指導の徹底を図る

(支援方法)

第 2 条 懲戒基準

項 目	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目
喫 煙 喫煙同席 タバコ・ライター 所持(二十歳未満)	注意 奉仕作業	注意 奉仕作業	訓告	停学 1 週間	停学 2 週間	無期停学
飲 酒 飲酒同席	訓告	停学 1 週間	停学 2 週間	停学 3 週間	5 回目以降は生徒支援委員会	
道路交通違反	生徒支援委員会					
交通三悪 無免許運転 飲酒運転 スピード違反	生徒支援委員会					
万 引 き 窃 盗	生徒支援委員会					
暴力行為	生徒支援委員会					
暴 言	注意 奉仕作業	訓告	停学 1 週間	停学 1 週間	5 回目以降は生徒支援委員会	
授業妨害	注意	注意	注意 奉仕作業	注意 奉仕作業	5 回目以降は生徒支援委員会	
不正行為	停学 1 週間	2 回目以降も停学 1 週間とする。ただし当該科目は 0 点とする (1 回目も同じ) 。				
そ の 他 (反社会的行為) 指導拒否 薬物乱用 学習端末・携帯電話 等の不正利用 等	生徒支援委員会					

※校時中、校外外出禁止（正当な理由がある場合、担任より外出許可証を発行してもらう。）

※20 歳以上の飲酒・喫煙については、その都度、生徒支援部及び生徒支援委員会で判断し職員に諮る。

附 則 平成 23 年 10 月 11 日 制定
令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 7 年 4 月 1 日 一部改訂

第6節 生徒の派遣に関する規程

(目 的)

第1条 この内規は高等学校教育の一環として、教育的諸行事への生徒派遣に関し必要な事項を定め、その適切な運用を期すために定める。

(派遣条件)

第2条 学校代表、県代表として派遣する生徒は、次の条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 懲戒指導を受けていない者
- (2) 勤怠状況の良好な者
実授業日数の2分の1以上の出席している者（大会1週間前まで）
- (3) 学習態度の良好な者
- (4) 学校保健法に基づく諸検査を受検・受診している者

附 則 平成19年7月11日 一部改訂

(経 費)

第3条 選手派遣に必要な経費は、本校選手派遣積立金等から支出する。

- (1) 選手派遣積立金に必要な資金は、本校生徒が拠出する選手派遣積立金、県高体連、県高文連等の補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- (2) 選手派遣積立金は、学校徴収金検討委員会を経て、生徒一人当たりの徴収額を決定する。ただし、予算に不足が生じた場合は、臨時に徴収する。

(県内派遣)

第4条 県内への選手派遣については、次の通りとする。

- (1) 派遣は、高体連、高文連、その他本校が加盟する諸連盟又は教育的文化的諸機関が主催する大会で教育上必要と認められる場合に行う。
- (2) 選手の派遣人員は、文化系大会の場合には大会出場最小限の人員、体育系大会の場合は登録人員以内または登録人員にマネージャー（1人）を加えた数とする。
- (3) 本校が選手派遣する場合の選手登録料及び大会参加料は、本校選手派遣積立金から支払う。県内離島の場合は県外派遣に準ずる。交通費最大1,500円、弁当代（選手登録人員以内）最大1,000円、チームユニフォーム補助最大8,000円、個人ユニフォーム補助最大4,000円（年1回）。

(県外派遣)

第5条 県外への選手派遣については、次の通りとする。

- (1) 選手派遣は、高体連、高文連、その他本校が加盟する諸連盟又は教育的文化的諸機関が主催する大会で教育上必要と認められる場合に行う。
- (2) 選手の派遣人員は、文化系大会の場合には大会出場最小限の人員、体育系大会の場合は登録人員以内または登録人員にマネージャー（1人）を加えた数とする。ただし、大会実施要項の派遣規程に準ずる。
- (3) 選手派遣に必要な経費は、本校選手派遣積立金等から支出する。ただし、1人当たりの選手派遣に要する総費用の10分の1に相当する額は、選手個人の負担とする。なお、生活保護家庭の生徒は、全額補助とする。
- (4) 選手派遣の期間は、大会参加に支障をきたさない最短期間とする。
- (5) 費用の算定は次のとおりとする。ただし、大会規程の定めのないものについては、職員会議で決める。
 - ア 交通費、宿泊費は高体連の基準通り。その他の大会は実情に応じて算定する。
 - イ 昼食・夜食費 一食につき1人最大1,500円（夜食費については、宿泊料に含まれていない場合）
 - ウ 大会地での交通費（公共交通機関）実費
 - エ 参加料 実費
 - オ 派遣計画書並びに予算計画の作成に当たっては、できるだけ予算の削減に努めなければならない。

(予算請求及び決算)

第6条

- (1) 派遣費を請求するときは、県内の場合はP T A会計へ提出。県外、離島の場合はP T Aを通して教頭へ提出。県外派遣は概算にて支出、帰校後10日以内に清算する。
- (2) 生徒派遣費の決算は、P T A監事の監査を経て、P T A評議員会、P T A総会で報告する。

(補助金)

第7条 他団体からの補助金は派遣費に組み込む。

第8条 派遣については職員会の審議を経て校長が決定する。

附 則	平成13年9月27日	一部改訂
	平成14年11月20日	一部改訂
	平成19年4月1日	一部改訂・削除
	平成28年4月1日	一部改訂・削除
	令和7年4月1日	一部改訂